

大津市市税の納税通知等関係帳票の印刷及び発送並びに帳票データの管理業務 業務仕様書

(1) 委託業務名

大津市市税の納税通知等関係帳票の印刷及び発送並びに帳票データの管理業務

(2) 委託期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日まで

○第1年度 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで

○第2年度 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

○第3年度 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

○第4年度 令和10年4月1日から令和10年12月31日まで

(3) 業務の目的

大津市市税の納税通知・納付書・申告書等の発送に際し、その帳票の印刷・封入封緘・発送業務を一括して委託することにより、税情報の機密保持の徹底を図るとともに、発送業務の事務負担の軽減と作業の効率化を図るもの。

(4) 対象税目

○軽自動車税 種別割

○個人市県民税

○固定資産税・都市計画税

○固定資産税 償却資産申告書

○市税督促状、市税催告書

(5) 業務スケジュール

別紙1「標準年次スケジュール」のとおり

(6) 業務内容

【帳票レイアウト及び帳票印刷プログラム開発業務】(契約締結後、本稼働まで)

- ・帳票の印刷プログラムの開発・検証
- ・納税通知書・納付書・その他同封物の様式作成
- ・金融機関による地方税統一QRコード読取りテストへの対応や検証
- ・収納代行業者によるコンビニ対応バーコードの読取りテストへの対応や検証
- ・本業務については受託者負担とする。

【帳票印刷及び発送並びに帳票データ管理業務】

- ・納税通知書・納付書・その他同封物の様式修正
- ・金融機関による地方税統一QRコード読取りテストへの対応や検証
- ・収納代行業者によるコンビニ対応バーコードの読取りテストへの対応や検証
- ・課税データの取込み
- ・帳票印刷（発送用、オンライン打出し用）
- ・発送用帳票の製本等（裁断、紙折り、丁合等）

- ・ 発送用帳票の封入封緘
- ・ 口座振替用納税通知ハガキの圧着加工（軽自動車税 種別割）
- ・ 発送用帳票の抜取り
- ・ 発送用帳票の郵便番号等による区分分け、数量管理
- ・ 発送用帳票の市役所への納品または郵便局への運搬（区内特別郵便料金制度に対応した複数局への運搬）及び差出し
- ・ 帳票データ管理（帳票の再印刷等予見できない事故等への対応のため）
- ・ 帳票見直しについて税目ごとに年 1 回程度本市との協議に対応すること（納税通知書及び同封物に関して紙面を縮減しつつわかり易いものとするため）
- ・ 帳票及び印刷プログラムの軽微な修正・検証
- ・ 成果品検証
- ・ 事故対応等
- ・ 上記業務実施に必要な業務

（7）対象帳票、数量等及び帳票の仕様・処理方法

別紙 2 「対象帳票、数量、処理等一覧」のとおり

（8）印刷プログラムの検証について

- ・ 印刷プログラムの検証のため、帳票発送前に複数回テスト印刷を行い、テスト結果について問題がある場合は、問題がなくなるまでテスト印刷を行うこと。
- ・ 帳票ごとの要件定義や詳細な仕様等は、大津市と協議の上作成すること。

（9）コンビニ収納等への対応について

- ・ 納付書のコンビニ収納用バーコードは、収納代行業者に対応したバーコードの品質管理を行い、コンビニチェーン各社で実際に読み取れる品質基準に対応すること。（GS1-128 による標準料金代理収納ガイドラインに準拠すること）
- ・ 宛名部分に印字するカスタマバーコードは、日本郵便の仕様に則り読み取り可能であること。
- ・ 地方税統一 QR コードの品質管理を行い、金融機関で実際に読み取れる品質基準に対応すること。
- ・ 読取りテスト等で不具合が起こった場合に備え、その対応について必要な技術・支援体制を事前に整え、大津市に報告すること。
- ・ 納付書発送後に金融機関やコンビニエンスストア等で読み取りに不具合があった場合に備え、その原因を究明、早期復旧対応、再発防止に必要な技術・支援体制を事前に整え、大津市に報告すること。
- ・ クレジットカード収納用の eL 番号を確実に印字すること。

（10）作成に必要なデータについて

- ・ 大津市が提供するデータは、納税通知書・納付書作成に必要な課税データ、外字用データ等で、原則として LGWAN 上でのファイル転送サービスを利用すること。なお、受注者の LGWAN 回線設置に必要な経費は受注者で負担すること。
- ・ データは国の示す税務システム標準仕様書に準拠したものとし、株式会社日立製作所製（催告書は

株式会社シンク製）パッケージソフトで作成したもの（帳票により PDF 形式あるいは CSV 形式）を提供する。（レコードレイアウト等については、業者選定後に詳細を提示する。）

※データ提供形式（予定）

○軽自動車税 種別割	PDF 及び管理用 CSV
○個人市県民税	PDF 及び管理用 CSV
○固定資産税・都市計画税	PDF 及び管理用 CSV
○固定資産税 償却資産申告書	PDF 及び管理用 CSV
○市税督促状、市税催告書	市税督促状は PDF 及び管理用 CSV 市税催告書（現年催告書）は CSV 市税催告書（滞納繰越分催告書）は PDF 及び管理用 CSV

- ・外字については、データ提供時点で作成している全てのフォントに対応すること。また、外字は随時追加されるため、最新の外字ファイル提供時には、随時適用可能とすること。
- ・業務に使用したデータは、業務終了後大津市が指定した期日までに返却するものとする。
- ・データの授受は、前もって指定日を定めて行うものとし、実際の授受に際しては、盗難、亡失及び第三者の利用に供されることがないように、善良な管理者の注意をもって、安全かつ厳重な方法により行うこと。

(11) 封入封緘、抜取りについて

- ・封入封緘業務については、複数の帳票を同封する前提で、また、納税義務者の課税内容に応じ帳票枚数が順次増加する場合も対応すること。
- ・誤封入防止のための技術、設備、点検体制を整えること。
- ・封入封緘の前後いずれの段階においても、複数回の抜取りに対応すること。
- ・予見できない事故等により、緊急に追加印刷、再印刷等が必要になった場合も対応すること。

(12) 発送期日及びスケジュール管理について

- ・各年度の発送期日については、大津市の指示に従うこと。
- ・法令等に定める発送期日厳守のためスケジュール管理を徹底し、予期せぬ作業の遅れがあった場合も発送期日に影響しないよう業務を調整すること。

(13) 個人情報の保護について

- ・個人情報の取扱いについて、プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントの規格 ISO / IEC 27001（ISMS）を取得していること。
- ・個人情報の漏洩防止について、具体的な対策を有していること。

(14) 業務の第三者委託について

- ・第三者に対し、委託業務の一部の実施を委託し、若しくは請け負わせる場合においては、その内容について参考資料を提示し事前に協議の上で、「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」に基づき、当該第三者の名称及び委託し、又は請け負わせる業務の内容をあらかじめ書面により大津市に報告すること。
- ・第三者に対し、委託業務の一部の実施を委託し、若しくは請け負わせたときは、当該第三者に、大

津市に対し、「業務委託契約に関する再委託ガイドライン」に基づき、大津市の定める様式による誓約書を提出させること。

- ・第三者に対し、委託業務の一部の実施を委託し、若しくは請け負わせたときは、当該第三者を監督するとともに、当該第三者の行った作業の結果については、大津市の指定に基づくものである場合を除き、一切の責任を負うこと。

(15) 業務内容の報告及び検査、作業記録の保存について

- ・業務状況について、大津市が書面又は口頭で報告を求めた場合、速やかに報告すること。
- ・業務状況について、大津市が書面又は実地による検査を求めた場合、速やかに対応すること。
- ・作業記録は成果品納品後も必要な期間保存するものとし、個々の成果品について作業状況の確認が必要になった場合、作業日時・状態等についての照会に対応すること。

(16) 成果品の納品について

- ・成果品の納品は、前もって指定日を定めて行うものとし、実際の納品に際しては、盗難、亡失及び第三者の利用に供されることがないように、善良な管理者の注意をもって、安全かつ厳重な方法により行うこと。
- ・大津市が任意に指定した範囲の成果品について、納品前の検品を求めた場合に対応すること。
- ・業務によって発生する成果品以外の印刷物等については、第三者の利用に供されることがないように、善良な管理者の注意をもって、焼却・溶解・裁断等により迅速かつ確実に処分すること。

(17) 作業工場等の場所について

- ・予見できない事故への迅速な対応や、大津市による検査、検品に不都合が生じないように、作業工場等の場所は大津市役所から公共交通機関で概ね2時間以内の場所に設けること。

(18) 緊急の場合の連絡先について

緊急の場合に管理担当者以外に連絡を取れる者を配置すること。

(19) その他

その他、業務実施に関して必要な事項、変更が必要な事項については、契約締結時に詳細を協議して決定するものとする。